

第4章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第1節 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

1 生活保護制度の概要

生活保護制度^{*1}は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。

2 生活保護の現状

被保護者数は1995（平成7）年を底に増加に転じ、2011（平成23）年7月に過去最高を記録したが、足下ではほぼ横ばいで推移しており、2015（平成27）年12月には約216.5万人となっている（[図表4-1-1](#)）。

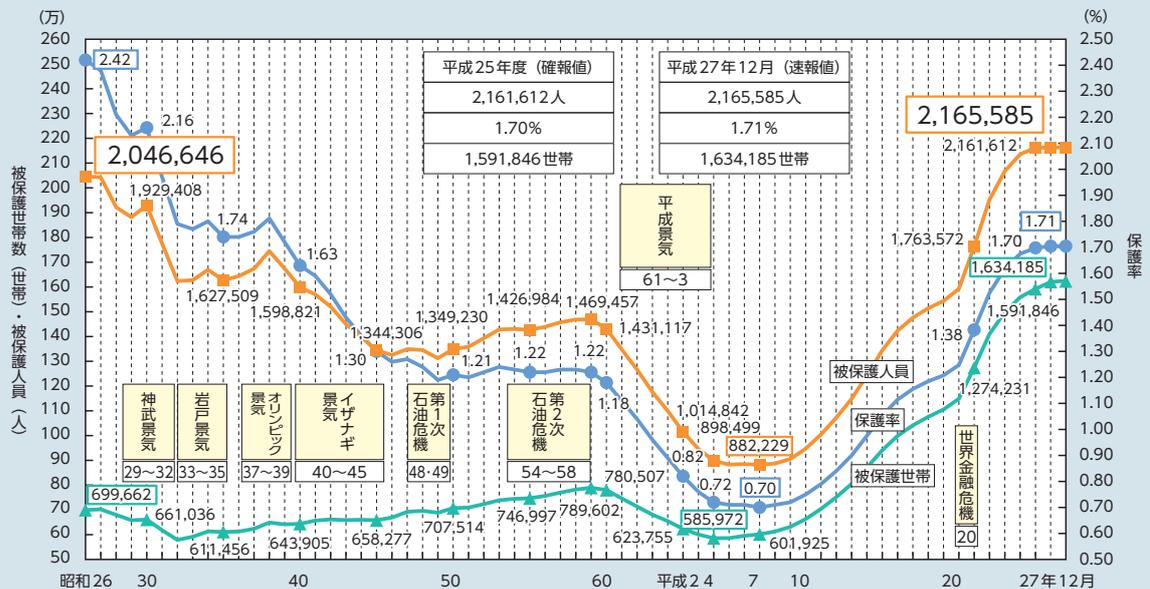
世帯類型別の被保護世帯数の動向を見ると、高齢者世帯は一貫して増加傾向にあるが、高齢者世帯を除く世帯の数は最近では減少傾向にある（[図表4-1-2](#)）。

また、生活保護制度については、個々の被保護者が多様な課題を抱えていることを踏まえた支援を実施することや保護費負担金の約半分を占める医療扶助の適正化などに取り組むことが重要であるとの指摘がなされている。

*1 生活保護制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatuhog.html>

図表 4-1-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

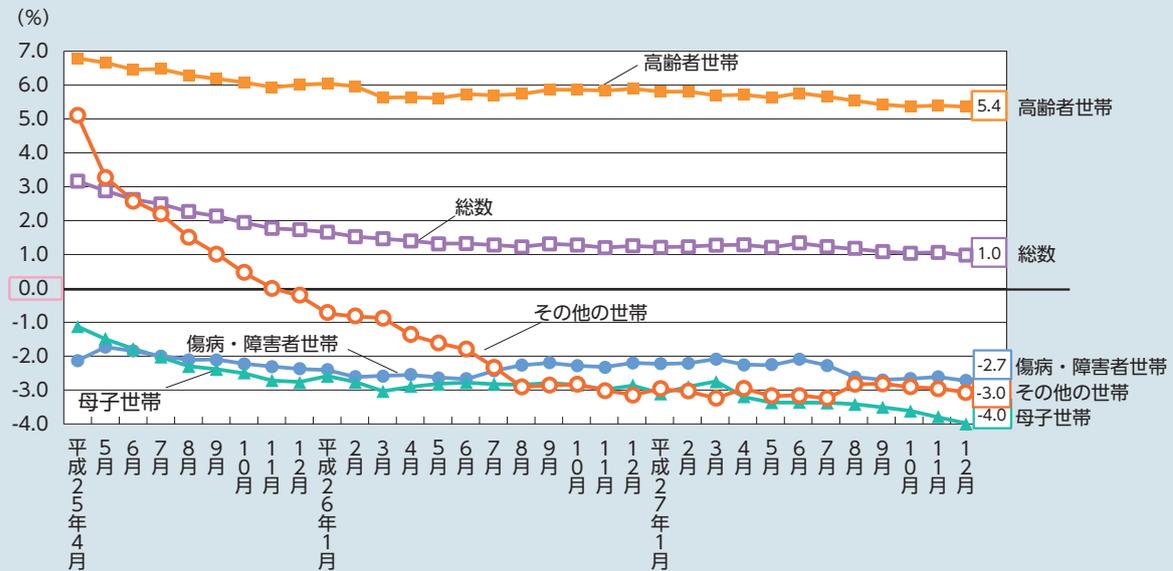
○生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新したが、足下ではほぼ横ばいで推移。
 (平成25年10月以降、対前年同月伸び率は1%以下となっており、平成27年9月～12月にはマイナスとなっている。)



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成 (平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

図表 4-1-2 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」は一貫してプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、足元ではマイナスとなっている。



資料：被保護者調査月次調査 (速報値)

3 生活保護制度に係る取組み

(1) 生活保護制度の見直し

世界金融危機以降の被保護者の急増等を背景に、2013 (平成25) 年12月に成立した「生活保護法の一部を改正する法律」は、

- ①保護からの脱却を促すための給付金（就労自立給付金）の創設等による被保護者の自立の促進
- ②福祉事務所の調査権限の拡大や不正受給に係る罰則の引上げ等による不正・不適正受給対策の強化
- ③指定医療機関への監督体制の強化や後発医薬品の使用促進による医療扶助の適正化等を内容とするものである。2014（平成26）年7月の施行以降、各地方公共団体においては、就労に向けた個別支援や就労支援の連携体制の構築等を行う「被保護者就労支援事業」や後発医薬品の使用促進など、改正後の生活保護法に基づいた取組みが実施されている。

(2) 生活保護基準の見直し

食費や光熱費などの日常生活に必要な費用に対応する生活扶助基準については、低所得世帯の消費実態や物価動向を勘案し、適切な水準となるよう2013（平成25）年度から3年度にわたり段階的に見直しを行った。

また、家賃に対応する住宅扶助基準や冬季に増加する費用に対応する冬季加算についても、各地域における家賃や冬季に増加する光熱費支出の実態等を踏まえ、適切な水準となるよう2015（平成27）年度に見直しを行った。

4 生活困窮者自立支援制度について

2015（平成27年）4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）は、福祉事務所を設置する地方自治体において、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、以下の各種支援を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるものである。

- ①生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う「自立相談支援事業」
- ②離職により住居を失うおそれのある者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」
- ③一般就労に向けた準備として日常生活や社会生活の訓練を行う「就労準備支援事業」
- ④緊急的・一時的に衣食住を提供する「一時生活支援事業」
- ⑤家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」
- ⑥生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」

厚生労働省においては、支援の質の向上のため、相談支援員等の養成研修を実施するとともに、好事例の周知や全国会議の開催など、自治体における取組みを推進するため積極的な支援を行った。

2016（平成28）年には、民間団体のノウハウの活用による農業体験や研修を実施し生活困窮者等の就農や社会参加促進を支援するほか、「学習支援事業」において、高校中退防止及び家庭訪問の取組みを強化するなどの取組みを行ったところであり、引き続き制度の推進を図っていく。

第2節 「社会的包容力」の構築

1 地域福祉の再構築

これまで公的な福祉サービスは高齢や障害といった対象者ごとに制度が整備され、質・量共に充実が図られてきたが、近年、地域では、公的なサービスだけでは対応できない多様な生活課題が生まれている。さらに、例えば要介護の親と障害児が同居しているなど、複合的な課題を抱える世帯に対し、公的福祉サービスが総合的に提供されていないといった問題もある。一方、住民の福祉活動を通じた自己実現ニーズは高まってきており、要介護者の見守りなど、住民参加の下、多様な活動が行われるようになってきている。

こうした背景の下、2007（平成19）年10月から「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が開催され、2008（平成20）年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－^{*2}」が取りまとめられた。

報告書においては、基本的なニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされた（図表4-2-1）。

厚生労働省としては、報告書の提言を踏まえ、地域の課題解決のための効果的な取組を行う「地域福祉等推進特別支援事業」や、行政と地域の様々な社会資源とが協働し、見守りや買物支援など、住民誰もが安心して日常生活を営むことができる地域づくりを行う「安心生活創造推進事業」などの地域福祉関係事業を実施してきたところである。

2015（平成27）年4月からは生活困窮者自立支援法が施行され、各地域において、生活困窮者の自立支援が展開されていることなどを踏まえ、既存の地域福祉関係事業を再編し、地域住民相互の支え合いによる共助の取組みの基盤整備を行う「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」を創設した。今後、生活困窮者自立支援法に基づく各事業を中核としつつ、こうした事業も組み合わせながら、引き続き地域福祉の推進を図っていく。

また、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる相談支援事業を2011（平成23）年度から行っている。

このほか、東日本大震災の影響により、仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている被災者に対して、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援など、その安定的な日常生活を確保するための支援を行う「被災者見守り・相談支援事業」などにも取り組んでいる。

図表4-2-1 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

- ・住民主体を確保する条件があること
- ・地域の生活課題発見のための方策があること
- ・適切な圏域を単位としていること
- ・地域福祉を推進するための環境（情報の共有、活動拠点、地域福祉のコーディネーター、活動資金）
- ・核となる人材

*2 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7a.html>

2 消費生活協同組合について

消費生活協同組合（生協）は、1948（昭和23）年に法制化され、主に組合員に対して、食料品や雑貨などの販売、食堂などの施設の運営、生命共済などの各種共済、医療事業や福祉事業などを行っている。制度の発足以降、生協数や組合員数は大きく増加し、2015（平成27）年3月31日現在で生協数は955組合、組合員数は延べ6,433万人に達している*3。

2007（平成19）年に、生協を取り巻く環境や国民の要請の変化に対応するべく、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等を内容とした「消費生活協同組合法」の改正が行われ、2008（平成20）年から施行されている。

また、災害時に、生協が避難者に対して物品供給を行うことを可能とする要件を拡大すること等を内容とした「消費生活協同組合法施行規則」の改正が行われ、2013（平成25）年から施行されている。

3 地域生活定着促進事業の実施について

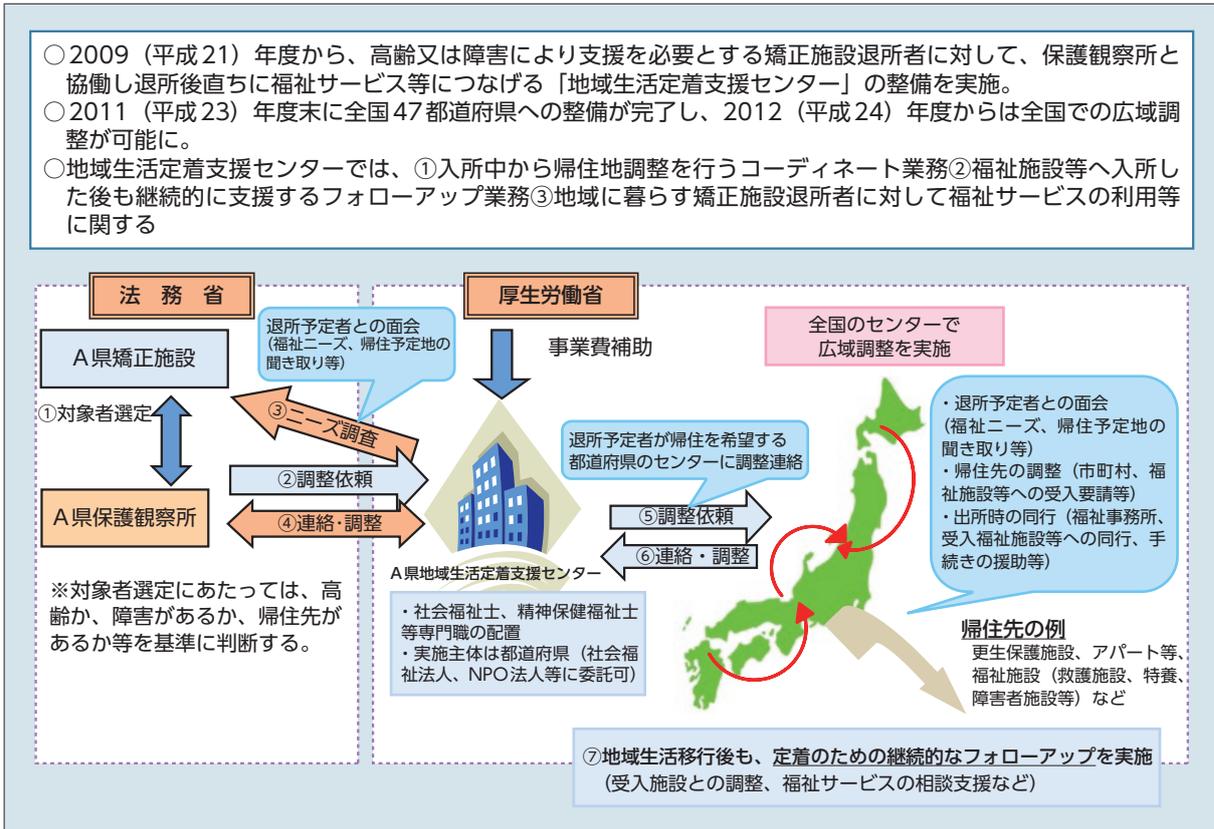
刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービス（例えば、障害者手帳の発給や施設への入所等）を受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。

そのため、厚生労働省では、2009（平成21）年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」を開始した。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センター（全国48カ所）が、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいる（[図表4-2-2](#)）。

*3 組合数・組合員数は、平成27年度消費生活協同組合（連合会）実態調査に対する回答に基づく。

図表 4-2-2 地域生活定着促進事業の概要



4 ひきこもり対策推進事業の実施について

ひきこもりとは、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）」と定義^{*4}され、全国で約26万世帯^{*5}と推計されている。

厚生労働省では、これまで各自治体の精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等を中心とした相談等の充実に努めてきた。ひきこもりが社会問題化する中で、2009（平成21）年度から、ひきこもりの状態にある本人や家族の方が、地域の中で最初にどこに相談すべきかを明確にすることで支援に結びつきやすくすることを目的として、都道府県・指定都市において「ひきこもり地域支援センター」による支援を進めている^{*6}。

さらに、2013（平成25）年度からは、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりの状態にある本人やその家族に対するきめ細かな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（ピアサポーターを含む。）を養成し、派遣する事業を新たに行うことにより、ひきこもりの支援の一層の充実及び身近な地域における支援体制の強化に努めている（図表4-2-3）。

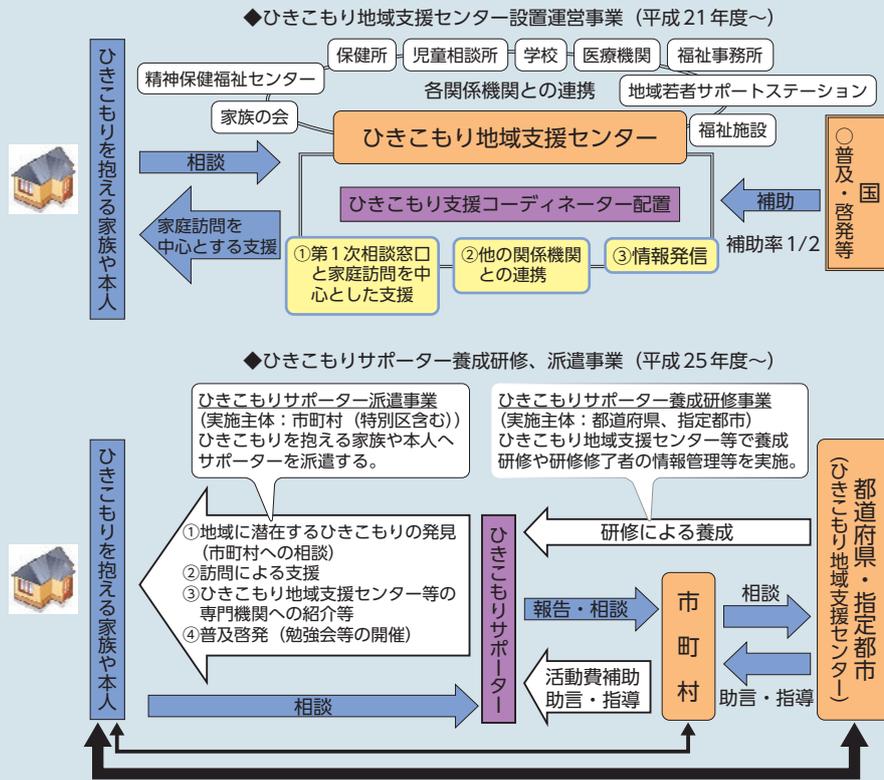
*4 厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」2007年度から2009年度

*5 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」2006年度

*6 2016（平成28）年3月末現在65カ所

図表4-2-3 ひきこもり地域支援センターの概要

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を平成21年度から整備。
- ひきこもりに関しては、ひきこもりの長期化・高齢化や、それに伴うひきこもりを抱える家族や本人からの多様な相談にきめ細かく対応できていないのではないか、当事者による支援（ピアサポート）や訪問などが十分に行われていないのではないか、等の課題があることから、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援等を行う「ひきこもりサポーター」（＝ひきこもり家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を平成25年度から開始。



5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、現在、地域社会を取り巻く環境の変化もあり、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化している。

こうした中、厚生労働省は、2015（平成27）年9月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を取りまとめた。

これは、高齢者、障害者、児童等といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を示したものである。

本ビジョンにおいては、具体的には、

- (1) 新しい地域包括支援体制の構築
- (2) 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上
- (3) 総合的な人材の育成・確保

という3つの方向性を示している。2016（平成28）年3月には、本ビジョンの施策全般についての工程表を作成したところであり、工程表に基づき今後順次取組みを進めることとしている。この取組みの一つとして、2016年度においては、複合的な課題を抱える

者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組みをモデル的に実施することとしている。

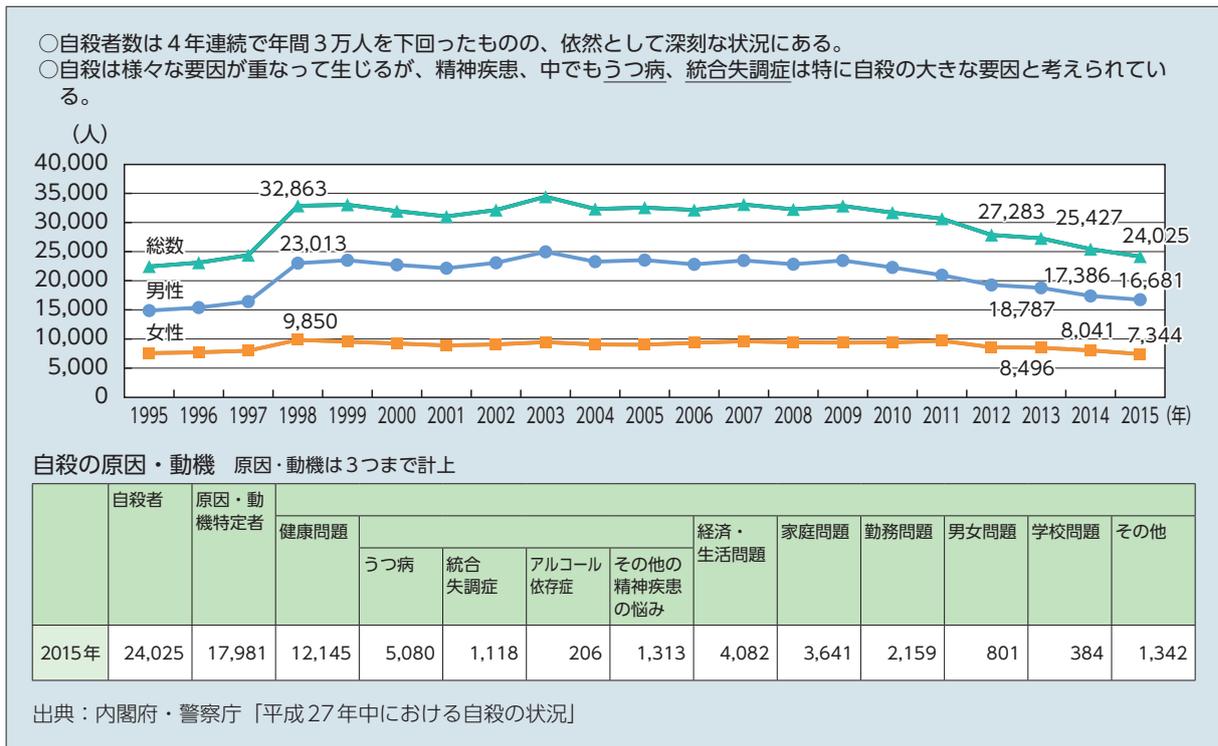
第3節 自殺対策の推進

我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続で年間3万人を超える水準で推移してきた。自殺者数は、警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下、「自殺統計」という。）によると、2015（平成27）年においては、2014（平成26）年を下回る24,025人（確定値）で、前年に比べ1,402人（5.5%）減少となっている。

また、自殺者数の推移としては、4年連続で3万人を下回り、年間自殺者数は6年連続の減少となっている。

自殺の背景には多様かつ複合的要因が関連するが、自殺統計によれば、2015年における自殺者について、「病気の悩み・影響（うつ病）」が自殺の原因・動機の一つとして推定できるとされたものは5,080人に及んでいる（図表4-3-1）。

図表4-3-1 自殺者数の年次推移



こうした中、2006（平成18）年に成立した自殺対策基本法を受けて、2007（平成19）年6月、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）が策定され、2012（平成24）年8月に改定された。大綱においては、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組むこととされ、2016（平成28）年までに、自殺死亡率を2005（平成17）年と比べて20%以上減少させることを目標としている。2016年3月には、自殺対策基本法の一部が改正され、大綱についても今後見直しを行うこととしている。

なお、政府における自殺対策の推進に関する業務については、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が2016年4月に厚生労働省に移管されている。

厚生労働省では、地域の実情に応じたきめ細やかな取組みを推進するため、「地域自殺対策強化交付金」により各地方公共団体における自殺対策事業を支援しているほか、都道府県・政令指定都市に対し、地域における自殺の実態把握、地域の自殺対策ネットワークの強化等の機能を担う「地域自殺対策推進センター」の設置を支援している。

このほか、ハイリスク者である自殺未遂者への対策が効果的であると考えられることから、自殺未遂者のケアについて、2008（平成20）年度に相談や支援における指針を作成・公表し、指針の内容に基づいた研修などにより、医療機関や地方公共団体のケア従事者の資質向上を進めるとともに、2015年度からは、医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、臨床心理技術者等によるケースマネジメント等を行う自殺未遂再企図防止事業を実施している。

なお、自殺予防総合対策センター^{*7}（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター内に設置）においては、2016年4月より学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援を強化し、自殺総合対策推進センターとして自殺対策に関する調査研究、情報収集・発信、自治体職員及び医療従事者に対する研修、自治体等の取組みへの支援等を行っている。

第4節 戦没者の遺骨収集、戦傷病者・戦没者遺族等への援護、中国残留邦人等への支援など

厚生労働省では、戦後、一般邦人の海外からの引揚げを支援するとともに、軍人の復員、未帰還者の調査、戦傷病者や戦没者遺族等の援護を行ってきた。

現在はこうした援護のほか、先の大戦による戦没者の追悼、各戦域での戦没者遺骨収集事業や戦没者遺族による慰霊巡拝を実施しており、また、先の大戦による混乱の中で中国や樺太で残留を余儀なくされた中国残留邦人等への支援などを行っている。

さらに、戦後70年に当たる2015（平成27）年度は、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給、戦没者遺児による洋上慰霊の実施や、次世代への労苦継承等の取組みを行った。

1 国主催の戦没者追悼式、次世代への継承

(1) 戦没者追悼式の開催

国は毎年、先の大戦での戦没者を追悼するため、全国戦没者追悼式と千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を開催している。

国が主催する全国戦没者追悼式は、先の大戦で多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにしようとするものである。毎年8月15日に、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本武道館で実施している。なお、2015（平成27）年度の式典からは、先の大戦の記憶を風化

*7 「自殺総合対策推進センター」ホームページ <http://ikiru.ncnp.go.jp/index.html>

させることなく次世代へ継承していくという観点から、青少年（18歳未満）の遺族にも献花していただいている。

厚生労働省主催の千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、毎年新たに収容した戦没者の遺骨のうち遺族に引き渡すことのできないものを国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨し、拝礼している。毎年春に、皇族の御臨席を賜り、実施している。

(2) 昭和館・しょうけい館

戦中・戦後の生活上の労苦を伝える「昭和館」、戦傷病者とその家族の労苦を伝える「しょうけい館」では、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚げの労苦を伝える「平和祈念展示資料館（総務省委託）」と連携し、戦中・戦後のさまざまな労苦を次世代に伝えることを目的とした戦後70年3館連携展示会・合同企画講演会「伝えたい あの日、あの時の記憶」を東京都、長野県、和歌山県の3会場で開催した。また、昭和館、しょうけい館においては、戦中・戦後の労苦体験を後世へ着実に継承するため、2016（平成28）年度より、語り部の育成を実施することとしている。



全国戦没者追悼式
(天皇后両陛下の御臨席を仰いで実施)

2 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

(1) 遺骨収集事業

先の大戦での戦没者は約310万人に上る。本土以外では約240万人が戦没したが、収容された遺骨は約127万柱である。未収容の遺骨約113万柱のうち、約30万柱が海没のため、また、約23万柱が相手国の事情により収容が困難となっており、約60万柱が収容可能な遺骨と考えられる。

厚生労働省では、1952（昭和27）年度以降、相手国政府の理解が得られた地域等から順次遺骨収集を行い、これまでに約34万柱を収容している。2015（平成27）年度は、1,053柱の遺骨を収容した。

戦没者の遺骨収集については、戦後70年を経て御遺族や戦友が高齢化し、当時の状況を知る方々が少なくなり、遺骨に関する情報が減少してきている。こうした中、2016（平成28）年3月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立し、遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、2024（平成36）年度までの期間を遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関の間で連携協力を図ること等について定められた。また、同法に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）が策定され、厚生労働省では、取組みを一層強化していくこととしている。

1 硫黄島における遺骨収集事業の実施等

硫黄島では、戦没者約2万2,000人のうち未だ約1万2,000柱の遺骨が未収容であることから、政府一体となって遺骨収集に取り組んでおり、2015年度は、2013（平成25）年12月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」で決定された「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、滑走路地区等のうち、

2013年度に防衛省が実施した高性能地中探査レーダで反応のあった箇所について、滑走路下71箇所の掘削調査を終え、2014（平成26）年度に実施した30箇所と合わせ、滑走路下101箇所全ての掘削調査を完了したほか、外周道路外側の面的調査等を実施し、23柱の遺骨を収容した。

また、沖縄県においても、沖縄県や民間団体等と協力して遺骨収集を実施しており、2015年度は110柱の遺骨を収容した。

2 旧ソ連・モンゴル地域における遺骨収集事業の実施

約57万5,000人が強制抑留され、劣悪な環境のもと、長期にわたり過酷な強制労働に従事させられ、約5万5,000人（うちモンゴル約2,000人）が死亡した旧ソ連・モンゴル地域については「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成22年法律第45号）に基づき閣議決定された「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」を踏まえ、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の特定や遺骨収集を進めており、2016年3月末までに39,474名（うちモンゴル1,429名）の死亡者を特定し、19,602柱の遺骨を収容した。2015年4月には、ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料の全てについて、資料の概要と主な記載事項等を公表した。さらに提供資料のうち、死亡者に関する資料については、名簿形式となっているものについて、北朝鮮や樺太などシベリア・モンゴル地域以外の地域も含めて、カナ氏名、死亡年月日等を公表し、厚生労働省ホームページにも掲載した。

3 海外資料調査、南方地域における遺骨収集

近年、残存する遺骨の情報が減少しているため、2006（平成18）年度から、情報が少ないビスマルク・ソロモン諸島、パプアニューギニア等の海外南方地域を中心に、現地の事情に精通した民間団体に協力を求め、幅広く情報を収集しているほか、2009（平成21）年度から、米国や豪州の公文書館等に保管されている当時の戦闘記録等資料の調査を行うなど、遺骨収集に必要な情報の収集を積極的に進めている。

これらにより収集された情報をもとに、2015年度は、海外南方地域においては723柱の遺骨を収容し、日本へ送還したところである。

特にミャンマーでは、国内の政情不安等により長らく遺骨収集が困難な時期が続いていたが、民主化・国民和解の進展を受け、民間団体から寄せられた情報をもとに、チン州北部等の少数民族地域において10柱の遺骨を収容した。少数民族地域における遺骨収容は、1977（昭和52）年3月以来、39年ぶりに実現したものである。

4 DNA鑑定の実施

収容した戦没者の遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に伝達しており、2003（平成15）年度からは、遺留品や埋葬記録等から戦没者を推定できる場合などであって遺族が希望するときはDNA鑑定を実施しており、2016年3月末までに、DNA鑑定により1,044柱の身元が判明した。今後は、個性のある遺骨（歯）からDNAデータが抽出された場合には遺骨のDNA情報のデータベース化を行うこととしている。さらに、DNA鑑定の範囲の拡大として、遺留品等がなくても部隊記録等から戦没者がある程度特定される場合には、遺族へDNAの提供を呼びかけることとしており、沖

縄県の一部地域の遺骨について実施している。

(2) 慰霊巡拝等

戦没者の遺族の要望に応え、主要戦域や戦没者が眠る海域での慰霊巡拝や、戦没者の遺児と主要戦域等の人々が相互理解のため交流する慰霊友好親善事業を実施しており、2015（平成27）年度は戦後70年の記念事業として、南西諸島沖やフィリピン東方沖など主要な戦没海域を遺族が船舶で巡る洋上慰霊を実施した。

また、戦没者の慰霊と平和への思いを込めて、1970（昭和45）年度以降、主要戦域に戦没者慰霊碑を建立（硫黄島と海外14か所）したほか、旧ソ連地域には個別に小規模慰霊碑を建立（13か所）している。

戦後70年に当たる2015年4月には、天皇皇后両陛下がパラオ共和国にある「西太平洋戦没者の碑」を御訪問・御供花され、2016（平成28）年1月には、フィリピン共和国にある「比島戦没者の碑」を御訪問・御供花された。



天皇后両陛下による「比島戦没者の碑」への御供花
（フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ）

3 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

厚生労働省では、先の大戦において、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。具体的には、1952（昭和27）年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法や、1963（昭和38）年に制定された戦傷病者特別援護法に基づき、本人に対しては障害年金の支給、療養の給付などを、遺族に対しては遺族年金や葬祭費の支給などを行っている^{*8}ほか、都道府県ごとに設置される戦傷病者相談員や戦没者遺族相談員による相談・指導を実施している。

また、戦没者等の妻や父母、戦傷病者の妻などに対して、国として精神的痛苦を慰藉するために、各種特別給付金を支給しているほか、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給している。

戦後70周年に当たる2015（平成27）年に法改正を行い、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給を行っている。

さらに、戦後長年にわたり大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻に対し、国として引き続き慰藉を行うため、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出し、同法案は2016（平成28）年4月に全会一致で可決・成立した。

4 中国残留邦人等への支援

1945（昭和20）年8月9日のソ連軍による対日参戦当時、中国の東北地方（旧満州地

*8 軍人については、原則として恩給法（1923（大正12）年、総務省所管）が適用されるため、障害年金や遺族年金等の支給対象は、主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっている。

区)や樺太に居住していた日本人の多くは、混乱の中で現地に残留を余儀なくされ、あるいは肉親と離別し孤児となって現地の養父母に育てられたりした。厚生労働省では、こうした中国残留邦人等の帰国支援や帰国後の自立支援を行っている。

(1) 中国残留孤児の肉親調査

厚生労働省では、1975(昭和50)年より、中国残留孤児の肉親調査を行っており、2000(平成12)年から、日中両国政府が孤児申立者、証言者から聞き取りを行い、報道機関の協力により肉親を探す情報公開調査を行っている。これまで2,818名の孤児のうち、1,284名の身元が判明した。

(2) 中国残留邦人等の帰国支援、自立支援

中国残留邦人等の永住帰国にあたっては、旅費や自立支度金を支給し、親族訪問や墓参等の一時帰国を希望する者には、往復の旅費や滞在費を支給している。

永住帰国後は、中国残留邦人等や同行家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、定着促進のための日本語教育、生活指導などを6か月間実施している。これまでは「中国帰国者定着促進センター」で研修を行ってきたが2015(平成27)年度をもって閉所し、2016(平成28)年度からはその機能を「首都圏中国帰国者支援・交流センター」に統合し、同様の支援を継続して実施していくこととしている*9。地域定着後は「中国帰国者支援・交流センター(全国7か所)」で日本語学習支援などを行っている。

また、中国残留邦人等は、日本への帰国が遅れ、老後の備えが不十分であることや、日本語が不自由といった特別な事情を抱えていることに鑑み、2008(平成20)年4月から、老後生活の安定に資するよう満額の老齢基礎年金等を支給するとともに、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給するほか、2014(平成26)年10月からは、死亡した中国残留邦人等と労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者に対して配偶者支援金を支給している。

さらに、中国残留邦人等やその家族が地域社会でいきいきと暮らせるよう、地方自治体を中心となって、日本語教室、自立支援通訳の派遣、地域交流等の事業や中国残留邦人等の二世に対して、就労支援事業を行っている。

このほか、中国残留邦人問題への理解と地域における支援の輪が広がるよう、シンポジウムを開催しており、2015年度は京都市で開催した。今後は、将来を見据えた普及啓発を行っていくため、中国帰国者支援・交流センターにおける語り部の育成等を中心に実施することとしている。



中国帰国者支援・交流センターでの日本語教室の風景

*9 国内唯一の宿泊研修施設であった「中国帰国者定着促進センター」は、建物の老朽化や帰国者の減少等を踏まえ、2015年度をもって閉所したが、2016年度からはその機能を「首都圏中国帰国者支援・交流センター」に統合し、同様の支援を継続していく。